

いせさき
農業委員会だより

～第56号～

令和8年6月

発行所 /
伊勢崎市農業委員会

編集 /
伊勢崎市農業委員会
編集委員会



市内で生産されるトマト



● 主な記事 ●

- P 2 : 小型獣等による農作物の被害防止について
- P 2 : 農地パトロールを実施します
- P 3 : 農地の適正な管理をおねがいします
- P 3 : 農地の貸出・売渡希望の登録をしませんか
- P 3 : 伊勢崎市賃借料情報
- P 3 : 農業者年金現況届の提出はお済みですか
- P 4 : 伊勢崎市農作業標準料金
- P 4 : 申請書の締切日は毎月10日です！




農地の適正な管理をおねがいします

担い手の高齢化等に伴い、耕作されずに荒廃している農地が年々増加しています。農地が適正に管理されていないと火災犯罪の発生を促すだけでなく、病害虫の発生や不法投棄により、隣接農地や近隣住民に大変な迷惑となります。

作付けを行わない農地であっても、耕耘や雑草の刈り取りを行うなど、定期的に適切な農地の管理をお願いします。

【問い合わせ】
農業委員会事務局
農業振興係
☎27-2782



農地の貸出・売渡希望の登録をしませんか

農業委員会では、農地の所有者からの貸したい、売りたい相談を受け付けし、借り手とのマッチングを推進しています。

窓口で農地相談カードに必要事項を記入することにより、農地を探している人に情報提供を行うことができます。伊勢崎市ホームページからもメールで提出をすることができます。マッチングが成立した際は、農地の所有者と利用希望者との間で貸借・売買の手続きを行ってください。

【問い合わせ】
農業委員会事務局
農業振興係
☎27-2782

伊勢崎市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

令和8年1月 伊勢崎市農業委員会

【田の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	5,500円	10,000円	1,300円	142
赤堀地区	6,100円	11,500円	5,000円	37
東地区	7,300円	10,000円	4,000円	43
境地区	5,500円	6,200円	3,700円	47

【畑の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	3,800円	6,700円	900円	49
赤堀地区	9,200円	15,000円	3,000円	17
東地区	5,200円	10,400円	3,000円	40
境地区	4,300円	10,000円	1,900円	193

①農地法改正（平成21年12月15日施行）にともない標準小作料金制度が廃止となった為、貸し手と借り手が賃貸借契約を結ぶ際、賃借料の目安となる価格として情報提供するものです。
②賃借情報ですので無償契約である使用貸借については件数に含まれていません。

農業者年金現況届の提出はお済みですか

農業者年金現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

提出期日
○6月30日（火）まで
※土・日曜日は除きます。

提出場所
○農業委員会事務局、または各支所庶務課、JA本店及び各支店

経営移譲年金を受給の人は農地の確認、諸名義変更の確認をします。本人が署名できない場合は代理人に必要な事項を記入してもらい、提出することもできます。

現況届用紙は、該当者に5月末頃に農業者年金基金より直接送付されています。

【問い合わせ】
農業委員会事務局
農業振興係
☎27-2782

小型獣等による農作物の被害防止について

近年、アライグマ等の小型獣の目撃情報や農作物への被害相談等が急増しています。農作物等への被害を出さないため、小型獣が寄りつかない環境づくりにご協力ください。

(1)本市で駆除対応できる小型獣は次のとおりです。
アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ

(2)小型獣により各種被害が発生しています。
小型獣によって農作物への被害、建物の屋根裏や床下等に侵入される生活環境被害等が発生しており、放置しておくと被害が深刻化するおそれがあります。

(3)小型獣が寄りつかない環境づくりにご協力ください。
【エサやりの禁止】と【野菜残渣の適正管理】には特にご注意ください。

(4)小型獣の捕獲について
本市では小型獣による農業被害等について市民の皆様から報告を受けた際、図1のとおりの流れで佐波伊勢崎猟友会（わな駆除隊）に捕獲を依頼します。小型獣は見た目とは裏腹にとっても凶暴で危険です。小型獣による被害等があり捕獲を望む方は、農政課へご連絡をお願いします。



出典：環境省ホームページ 捕獲されたアライグマ
(<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/species/araiguma.html>)

図1 小型獣捕獲活動の流れ

```

graph LR
    A[小型獣の被害等にあつた市民の皆様] -- ①被害報告・相談 --> B[伊勢崎市(農政課)]
    B -- ②被害情報等の聞き取り --> C[佐波伊勢崎猟友会(わな駆除隊)]
    C -- ③情報共有と捕獲依頼 --> B
    B -- ④連絡、訪問、捕獲に関する説明、設置作業 --> C
    C -- ⑤捕獲が確認された時の連絡 --> B
    C -- ⑥捕獲害獣の駆除・処分、わなの撤去・回収 --> A
  
```

(注) 捕獲作業に料金はかかりませんが、わなに必要なエサについては、申請者にご用意いただきます。

【問い合わせ】 農政課 ☎27-2757

農地パトロールを実施します

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用促進を図るため、8月から9月にかけて農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、利用状況調査という農地の利用状況についての現地調査を行います。この調査は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策などの一環として取り組むものです。

また、調査によって見つかった遊休農地の所有者に対しては、今後の貸付や耕作の予定を伺う利用意向調査も行います。調査の際には、農地へ立入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和8年度 伊勢崎市農作業標準料金

適用期間
令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで
(消費税含)

	作業名	単位	金額(円)	摘要
水稲作業	1 耕起(ロータリー)	10a	7,590	
	2 代かき(ドライブハロー)	10a	7,590	2回かき
	3 畦めり	1m	59	コーナー仕上げ含む
	4 稲の育苗(硬化苗)	1箱	847	
	5 稲の育苗(出芽苗)	1箱	463	
	6 機械田植え	10a	9,350	苗運搬費2,750円加算
	7 側条施肥田植え	10a	10,780	肥料代は委託者負担
	8 除草剤散布	10a	2,310	農薬代は委託者負担
	9 病虫害防除	10a	2,530	農薬代は委託者負担
	10 刈り取り(コンバイン)	10a	20,570	ひも代別途、倒伏した状態は受委託者協議 運搬費2,750円加算
	11 乾燥	60kg	1,200	
	12 籾摺り調整	60kg	1,131	
麦作業	13 耕起(ロータリー)	10a	7,480	
	14 除草剤散布	10a	2,530	農薬代は委託者負担
	15 病虫害防除	10a	2,640	農薬代は委託者負担
	16 刈り取り(コンバイン)	10a	19,910	ひも代別途、倒伏した状態は受委託者協議 運搬費2,750円加算
	17 乾燥	60kg	1,320	
	18 施肥播種	10a	11,220	種子・肥料代は委託者負担
	19 ローラー(鎮圧)	10a	2,530	
その他の作業	20 深耕ロータリー	10a	19,910	
	21 サブソイラー(心土破砕機)	10a	4,840	10a以上の圃場を対象、間隔70cm以上
	22 ベイラー	10a	10,010	ひも代金、ヘイメーカー作業含む
	23 プラウ(耕起)	10a	6,270	
	24 空掘(乗用型)	10a	37,510	ごぼう
	25 堆肥散布	10a	10,230	マニアスプレッター 堆肥1.5t含む
	26 休耕管理	10a	33,660	ロータリー耕年4回(堀さらい、畦畔管理は別)
	27 レーザーレベラー	10a	31,240	
	28 ハンマーナイフ	10a	8,910	畦畔を除く(雑草高50cm未満)
	29 農作業全般	1日	11,100	8時間労働(消費税除)
	30 一般農作業(標準)	1時間	1,300	(消費税除)
	31 運搬費		2,750	

※この標準は、農業委員会が農作業委託料金等の適正化を図るために定めたものです。

利用に当たっては、圃場条件・作業の難易度等を参考にして受委託者で話し合い決定してください。

※一般農作業(標準)は、群馬県の最低賃金を下回らないように留意してください。(令和8年3月1日時点 群馬県最低賃金1,063円)

申請書の締切日は毎月10日です!

農地の売買や貸借、転用の許可申請などの締め切りは毎月10日となります。10日が休日の場合は、直後の市役所開庁日です。締め切り日付近は混雑しますので、お早めにお越しください。

○締切日

6月10日、7月10日、8月10日、9月10日、10月13日、11月10日

農地転用等の各申請書は伊勢崎市のホームページから取得できます!

○検索方法

伊勢崎市のHP → 産業・入札・開発

→ 農業・林業・水産業 → 農業委員会

→ 農地法許可・届出関係の申請手続き

市のHP <https://www.city.isesaki.lg.jp>